

宮城県監査委員 御 中

2007年3月22日

請求人 仙台市民オンブズマン

代表 坂野 智憲

仙台市青葉区中央 4-3-28-3F

宮城県知事措置請求書

第1 請求の趣旨

- 1 平成17年度における宮城県議会各会派の政務調査費に関する支払証明書、領収書等を検討したところ、平成16年度に引き続き、違法・不当な支出が多数判明したので、ここに厳正なる監査を求めるものである。
- 2 仙台市民オンブズマンは、2006年（平成18年）2月20日、平成16年度の政務調査費について同様の監査請求を行った。政務調査費の趣旨・目的、この趣旨・目的からみた宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例、同条例施行規程の問題点は、上記監査請求書で詳細に述べているとおりであるから、今回は繰り返さない。

それにもかかわらず、上記条例・施行規程の問題点がその後県議会において何ら見直されることなく、次に見るような違法・不当支出が繰り返されていることは、大変遺憾である。
- 3 平成17年度における違法・不当な支出の実例は、別紙1（事実証明書1）、別紙2（事実証明書2）、別紙3（事実証明書3）のとおりである。

（1）別紙1は、上記施行規程の簡便計算方法と県条例（宮城県議会議員の報酬等に関する条例。県職員の旅費規程を準用している。本来、自家用車を使用した県内出張の場合、

この規定が適用になる)による旅費支給額(1km37円)を比較したものである。この各会派・無所属議員「合計」欄の「B欄」を超える部分が違法支出であり、違法支出総合計額は「A－B」欄の「総合計」のとおり、金8833万9535円に上る。平成16年度の違法支出総額は金8727万円余であるから、支出実態は何ら変わっていない。

(2) 県内旅費を除くものについての違法・不当支出事例は別紙2、別紙3、別紙4(事実証明書4)のとおりである。

平成17年度の特徴は、平成16年度の支払証明書に内訳を具体的に書いてオンブズマンから指摘を受けるはめになったためか、ほとんどの支払証明書の内訳が空白になっているか、抽象的記載になっており、使途の隠蔽を図っていることである。姑息と言う外ない。

個々の支出を具体的にみると、平成17年度は会派の多人数での海外視察、とくに自民党・県民会議の年度末の残金消化旅行が目立つ(別紙4)。

また、日常の議員活動を政務調査費としている事例(別紙2、7P No33)、図書名等の具体的記載のない資料購入費(別紙3)、コンビニでの年間60冊以上、80冊以上週刊誌購入の資料購入費(別紙3、18P、22～23P)、購入物品名の具体的記載のない事務費(別紙3)、100%、60%、70%等計上の根拠が明確に示されていない事務費、人件費、事務所費、広報費等(別紙2、1P、No3、No7、No11、No13、No16～17、No19～21、No23、No25～26他)、懇親・懇談名目の会費支出(調査研究費、研修費等)(別紙2、1P No8、No24他)、自ら役員を務める団体等の視察旅行への調査研究費等の支出(別紙2、2P No50、No52他)等多数の違法・不当支出が存在する。

なお、資料購入費、事務費について、具体的内容を明らかにするよう全ての会派に求めたところ（平成 19 年 2 月 13 日付）、共産党県会議員団からのみ、明細が明らかにされた。この中に不当支出はなかったもので、本件監査請求からは除外した。他の各会派は、説明責任をはたしているとの回答であった。

- 4 以上の事実からも明らかなように、平成 17 年度政務調査費の違法・不当な支出は、全費目にわたり、かつ膨大な額にのぼることが容易に推定できる。よって、監査委員におかれては、全ての会派の全ての費目について厳正な監査を行い、違法・不当な政務調査費相当額について、宮城県知事に対し、違法・不当な支出のあった会派から宮城県に返還を求めるなど、必要な措置をとるよう勧告することを求める。また、宮城県議会が、適正な支出が担保できるように条例等を改正するまでの間、宮城県知事が平成 19 年度以降の政務調査費の執行を停止するよう勧告することを求める。

以上、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき請求する。

なお付言するに、平成 16 年度政務調査費についての 2006 年 2 月 20 日付住民監査請求に対し、宮城県監査委員は同年 4 月 21 日付監査結果でこれを棄却したが、その中で「県民の常識では納得しがたい政務調査費の支出が少なからず見受けられた」、「政務調査費条例に定める指導や調査等が適切に行われていないことも判明した」と認めておきながら、議会の自律性を理由に、安易に監査の手法、判断基準を緩和し、議員から事情聴取を行うこともなく「違法と断定することはできない」と結論付けた。しかしながら、住民監査請求制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、地方公共団体の長その

他の財務会計職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為について、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求する機能を住民に与えた制度である。したがって、監査委員は第三者として違法・不当な支出かどうかを厳格に判断しなければならない。知事と異なり、議会の自律性に配慮することなど全く不要である。

監査委員におかれては、くれぐれも職責を放棄したと評価されるような監査を行うことのないよう、強く要請する。

< 付記 >

監査委員遊佐雅宣氏は、2003年4月まで県議会議員を3期12年務め、その間政務調査費（県政調査費）を使用していた。従って本件監査に従事するのは不相当と考える。遊佐氏自身が本件監査を回避されることを、強く求めたい。

第2 事実証明書

1. 別紙1 簡便計算方法と県条例（1km37円）による旅費支給額の比較（平成17年度）
2. 別紙2 平成17年度宮城県議会政務調査費 違法・不当な支出事例（県内旅費を除く）
3. 別紙3 明細不記載の資料購入費・事務費一覧
4. 別紙4 海外視察明細（会派）